

# 平成31年度 保険料率について



全国健康保険協会

協会けんぽ

愛知支部

## 1. 平成31年度保険料率

平成31年度の平均保険料率についてどのように考えるべきか。

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。
  - ※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」
  - ※ 平成30年9月13日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「協会としては中長期的に考えたい。状況に大きな変化がなければ10%の維持を前提に今後の議論を進めていく」との方向性が示された。
  - ※ 平成30年9月13日 運営委員会 委員より「法定準備金が3.1か月積み上がっている状況において、保険料率を一定とするならば、医療費適正化や保健事業への活用を議論すべき」との意見があった。

## 2. 激変緩和措置

激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

- 2020年3月31日（平成31年度末）までとされている激変緩和措置の期限を踏まえ、31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。
  - ※ 30年度の激変緩和率は7.2/10。均等に引き上げていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げ。

## 3. 変更時期

保険料率の変更時期は、平成31年4月納付分（3月分）からでよいか。

# 平成31年度 保険料率に関する基礎資料

協会けんぽ（医療分）の平成29年度決算を元にした収支見通し（平成30年9月試算）について

## 協会けんぽの平成29年度の収支【医療分】

（単位：億円）

### ○試算の趣旨

協会けんぽ（医療分）の平成29年度決算を元にして、一定の前提のもとに機械的に試算した2022年度までの5年間の収支見通し。

### ■協会けんぽの平成29年度の収支【医療分】

### ■5年収支見通し（2018年度～2022年度）

		平成29年度決算
収 入	保険料収入	87,974
	国庫補助等	11,343
	その他	167
	計	99,485
支 出	保険給付費	58,117
	前期高齢者納付金	15,495
	後期高齢者支援金	18,352
	退職者給付拠出金	1,066
	その他	1,969
	計	94,998
単年度収支差		4,486
準備金残高		22,573
保険料率		10.0%

（注）協会会計と国の特別会計との合算ベース

# 平成31年度 保険料率に関する基礎資料

## ○ 医療給付費について、次の通りとした。

- ① 平成30年度、31年度の加入者一人当たり伸び率については協会けんぽの実績から、平成30年度1.2%、平成31年度3.0%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。
- ② 2020（平成32）年度以降の加入者一人当たり伸び率については、2015（平成27）～2017（平成29）年度（3年平均）の協会けんぽなどの年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

<2020（平成32）年度以降の年齢階級別1人当たり医療費の伸び>

70歳未満	2.3%
70歳以上75歳未満	▲0.7%
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	（注）0.3%

（注）平成29年度実績が平成30年2月までしか公表されていないため、平成29年度については11か月分の伸び1.0%を用いて平均を算出している。

## ○ 賃金上昇率は、次の通りとした。

- ① 2018, 2019年度については、今後のトレンドが続くという考えの下、2017（平成29）年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、2018年度1.0%、2019年度0.8%と見込んだ。
- ② 2020年度以降については、中長期の経済見通しに関する事なので、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」などを参考に以下の3ケースの前提をおいた。

I 低成長ケース×0.5（注1）
II 0.6%で一定（注2）
III 0%で一定

（注1）低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（平成26年1月20日）」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果）」（平成26年6月）における低成長（ケースF～ケースH）にも用いられているものである。

（注2）平均標準報酬月額（年度累計）の対前年度伸び率の過去5年平均（2016年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）

# 平成31年度 保険料率に関する論点 ①保険料率について

## ○ 5年収支見通し（2018（平成30）年度～2022年度）

（単位：億円）

① 現在の保険料率 10%を 据え置いた場合	賃金上昇率		2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020年度	2021年度	2022年度
	I.低成長ケース ×0.5	保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
収支差			5,100	3,100	2,300	1,900	1,600
準備金			27,700	30,800	33,200	35,100	36,700
II.0.6%で一定	保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差		5,100	3,100	1,700	800	▲100
	準備金		27,700	30,800	32,500	33,400	33,300
III.0%で一定	保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差		5,100	3,100	1,200	▲100	▲1,500
	準備金		27,700	30,800	32,000	31,900	30,300
② 平成31年度以降 9.8%に変更 した場合	I.低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
		収支差	5,100	1,200	400	0	▲300
		準備金	27,700	28,900	29,400	29,400	29,000
	II.0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
		収支差	5,100	1,200	▲200	▲1,100	▲2,000
		準備金	27,700	28,900	28,700	27,700	25,700
	III.0%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
		収支差	5,100	1,200	▲700	▲2,000	▲3,400
		準備金	27,700	28,900	28,200	26,200	22,800
③ 平成31年度以降 9.7%に変更 した場合	I.低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
		収支差	5,100	300	▲500	▲900	▲1,300
		準備金	27,700	28,000	27,500	26,500	25,200
	II.0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
		収支差	5,100	300	▲1,100	▲2,000	▲2,900
		準備金	27,700	28,000	26,800	24,800	21,900
	III.0%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
		収支差	5,100	300	▲1,700	▲3,000	▲4,300
		準備金	27,700	28,000	26,300	23,400	19,100

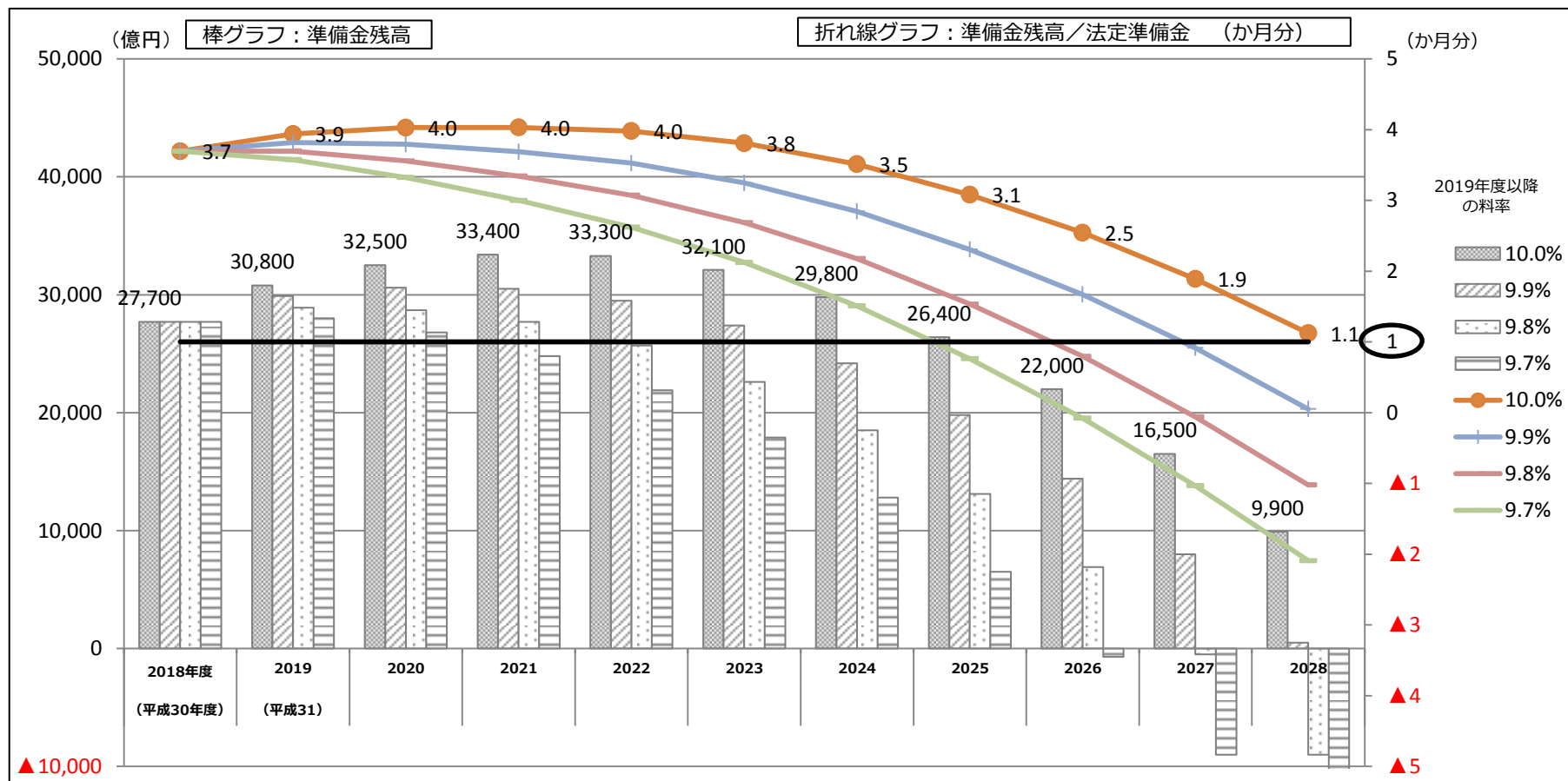
最大

最少

(参考) 来年度以降の10年間（2028年度まで）の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況  
 （協会けんぽ（医療分）の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算）

賃金上昇率： 2020年度以降 0.6%

賃金上昇率は、0.6%で一定の前提  
 平均標準報酬月額（年度累計）の対前年度伸び率の過去5年平均  
 （2016年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）

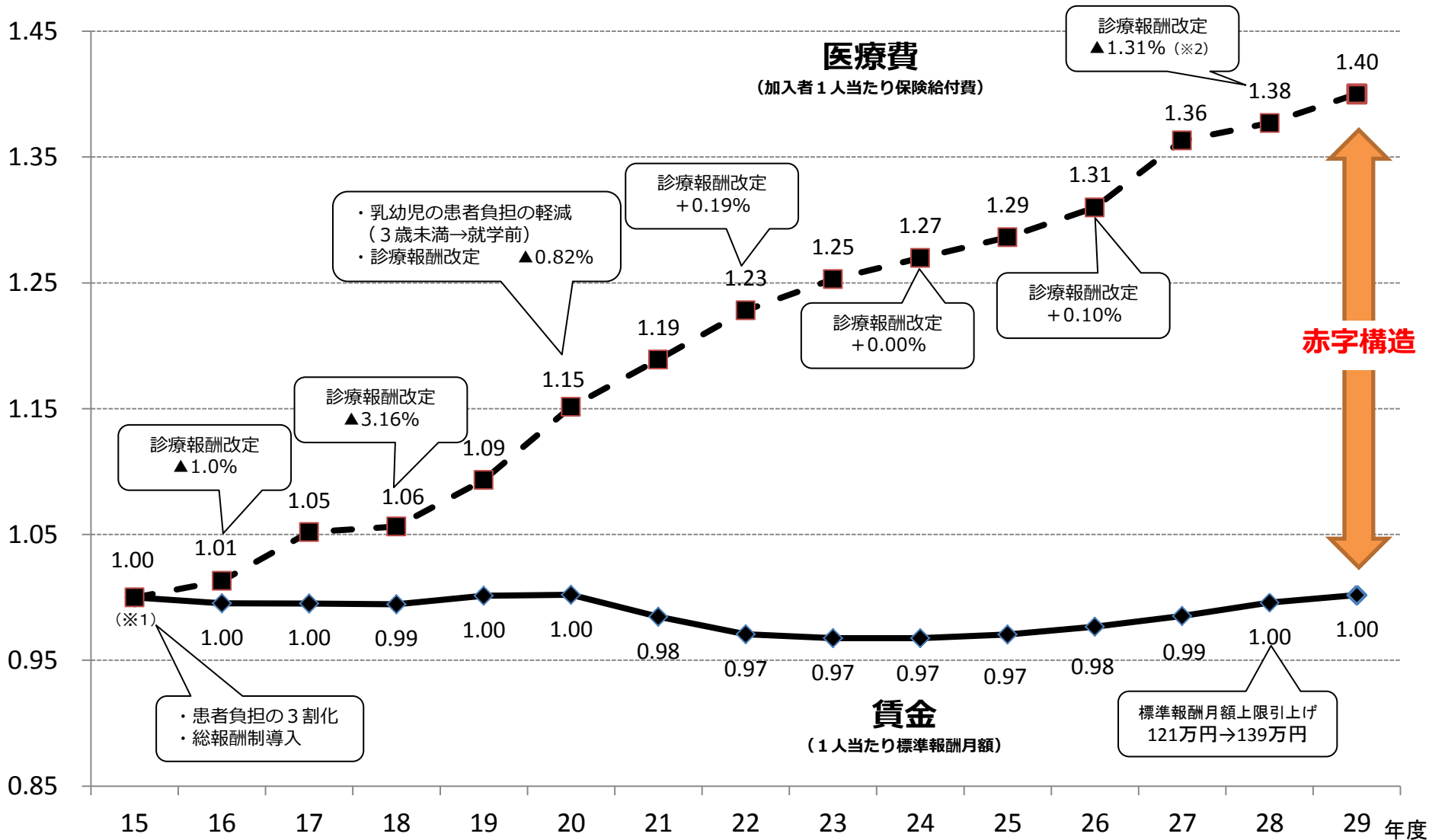


協会けんぽ（医療）の5年収支見通し（2018年9月試算）の前提に基づき、2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を10.0%、9.9%、9.8%、9.7%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間（2028年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

- 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、2021年度をピークに減少し始め、2019年度（平成31年度）以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。
- 法定準備金に対する準備金残高は、平均保険料率を2019年度（平成31年度）以降9.9%とした場合、2027年度には1か月分を割り込む。

# 協会けんぽの保険財政の傾向

- 近年、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造となっている。

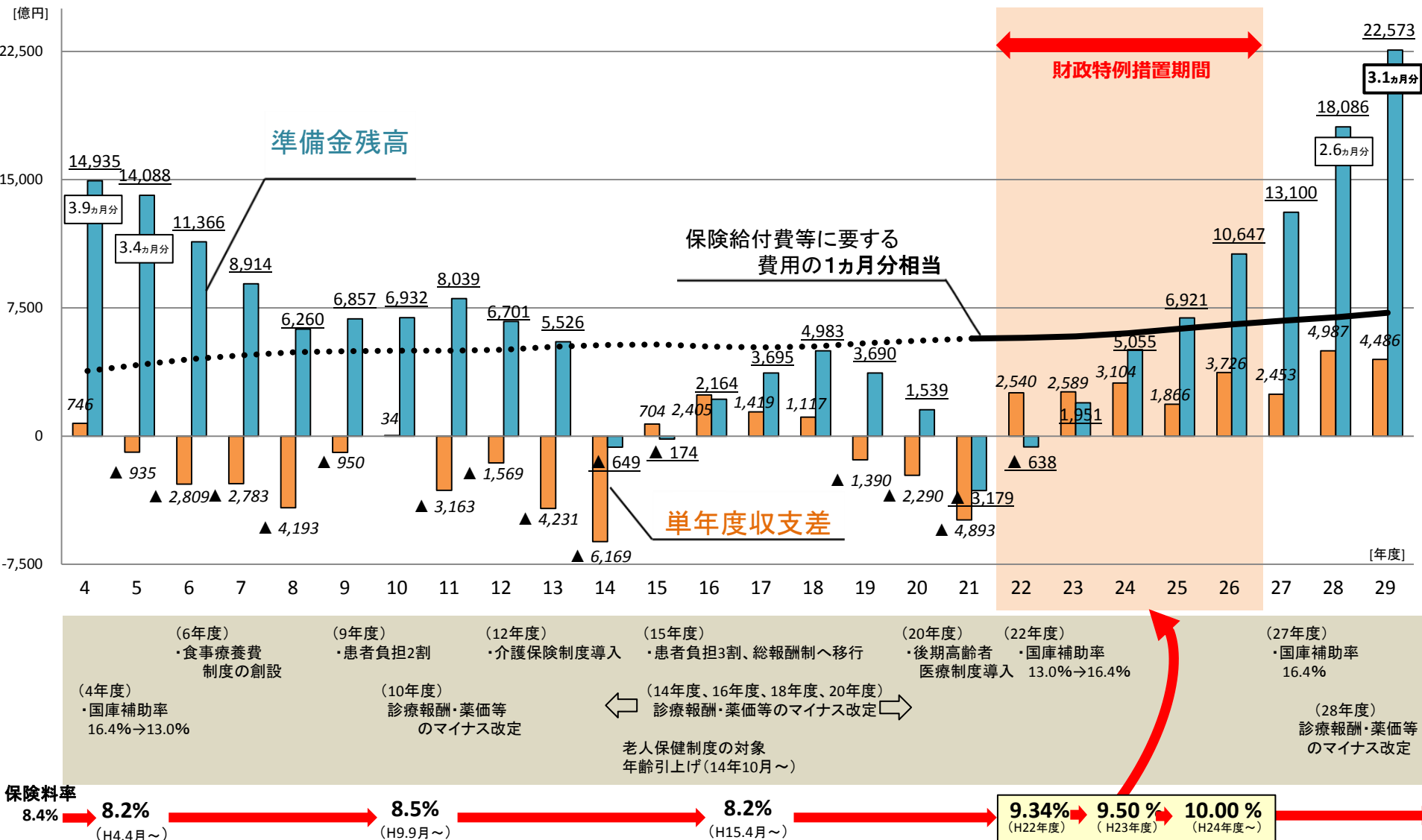


(※1) 数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの。

(※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

# 単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）

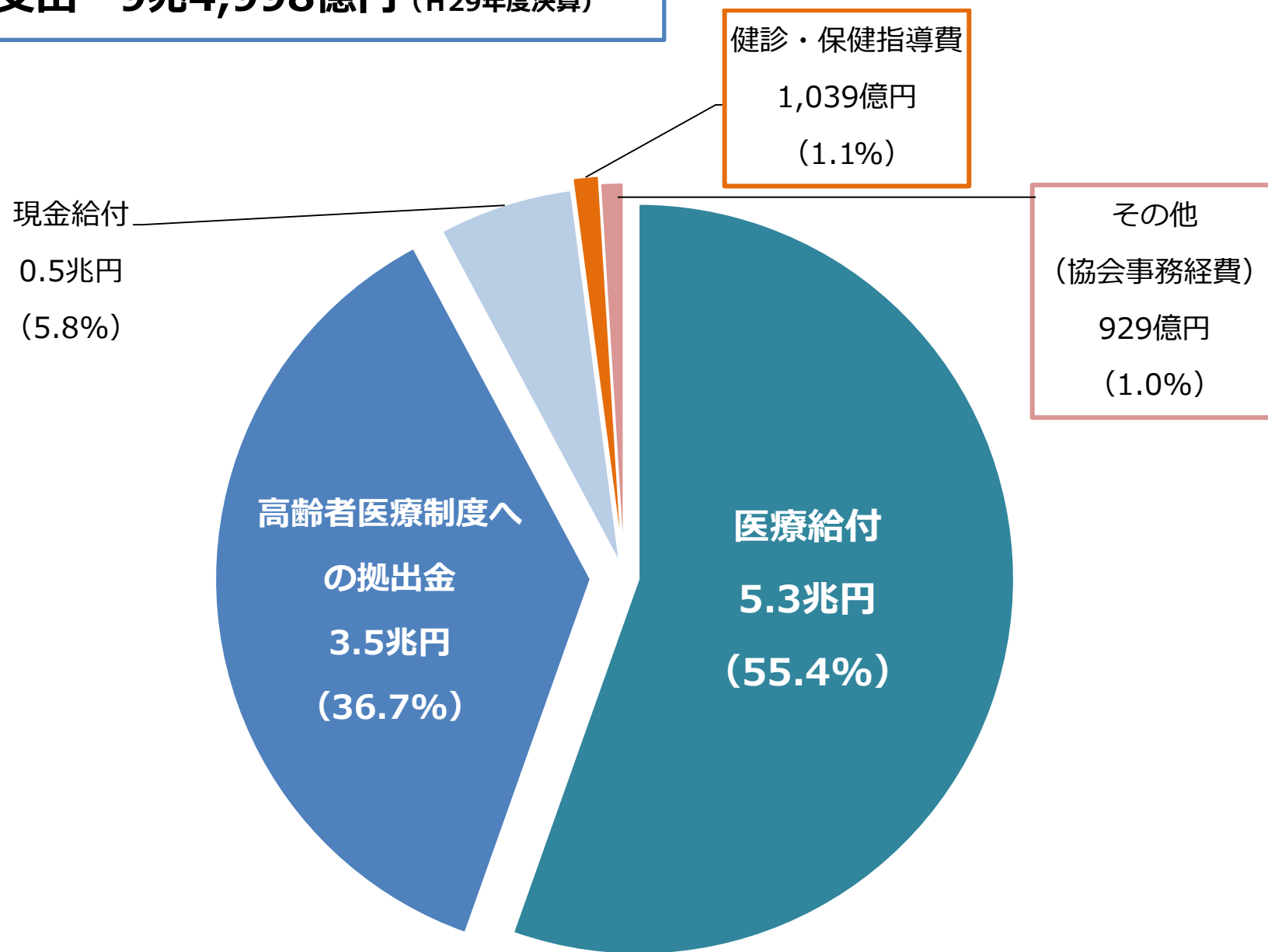


(注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。



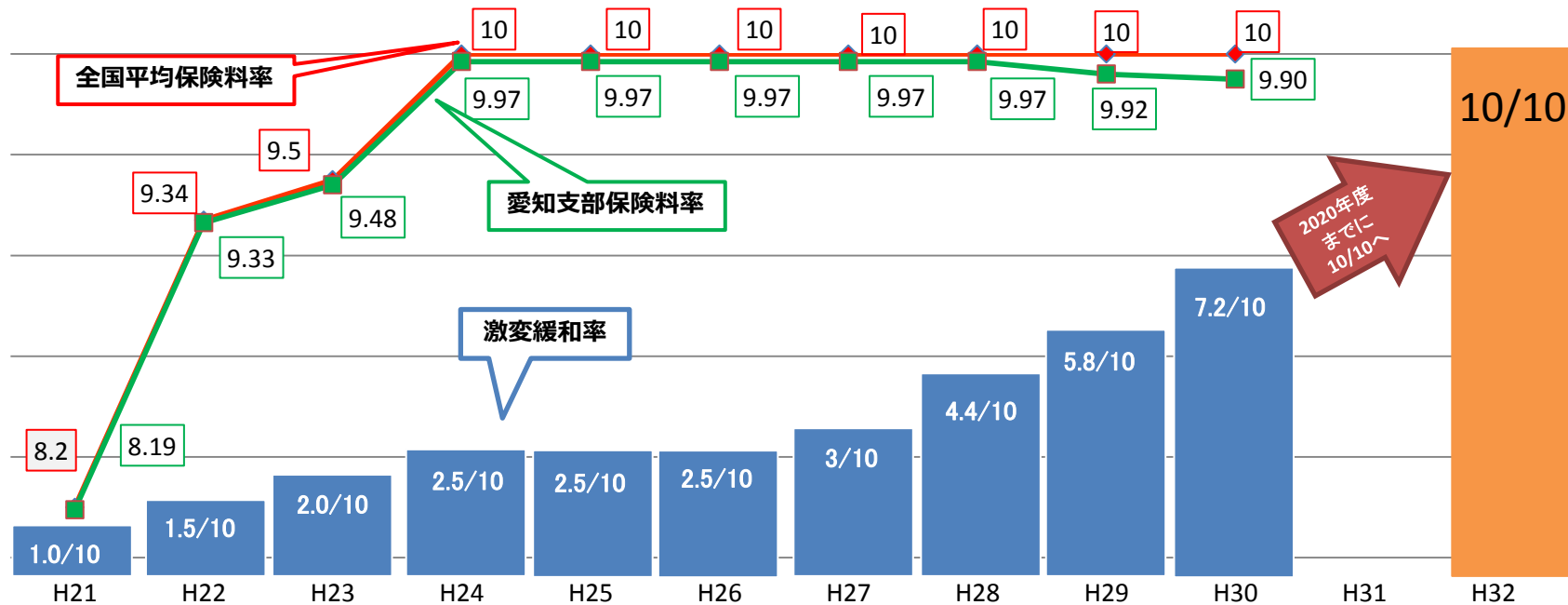
支出 9兆4,998億円 (H29年度決算)



# 平成31年度 保険料率に関する論点 ②激変緩和率について

都道府県ごとの保険料率への移行に当たっては、その円滑な移行を図るため、平成32年3月までは、激変緩和措置を講じた上で、保険料率を決定することとなっています。

※平成28年5月に成立した医療保険制度改革法により、激変緩和措置の期限が、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日とされていますが、現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで。



例1：残りの期間に毎年均等に引き上げる (1.4/10) 場合

例2：据え置き分を上乗せし、平成31年度以降、毎年1/10ずつ引き上げる場合

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
例1					8.6/10	10/10
例2	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	9/10	10/10

# 平成31年度 保険料率に関する論点 ③変更時期について

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（4月納付分（3月分）改定に向けたスケジュール案）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	9/13		11/21	12/19 (12/27)	1/31	(下旬)	下旬	
運営委員会	事業計画（H31年度）							
	予算（H31年度）							
	インセンティブ制度							
	平均保険料率				都道府県単位 保険料率			（保 険 料 率 の 広 報 等）
支部評議会	保険料率		都道府県単位 保険料率					
	支部の事業計画（H31年度）							
	支部の予算（H31年度）							
国・その他	制度見直し検討				政府予算案 閣議決定	激変緩和率 の提示	保険料率の 認可等	事業計画、 予算の認可等